

議案第八十一号

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正することについて
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の
議決を求めらる。

昭和四十三年九月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾参年九月露八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正する条例

三朝町基本財産林造成事業に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「財産区」の下に「及び共有地」を加える。

第二条中「三町歩」を「三ヘクタール」に改める。

第三条中「当該財産管理委員会に諮り」を削る。

第四条中「財産区」を「土地所有者」に改める。

第五条中「財産区との間」を「分収契約地」に改める。

第八条中「財産区と」を削る

附 則

この条例は、公布の日から施行する。